

上場会社監査事務所登録制度及びその改正に関するご説明

日本公認会計士協会は、社会的に影響の大きい上場会社を監査する事務所の監査の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するために、平成19年4月1日から、上場会社監査事務所登録制度を導入しました。本制度は、上場会社の監査を行っている監査事務所について、上場会社監査事務所名簿への登録を求め、登録された監査事務所の概要、その監査の品質管理のシステムの概要及び品質管理レビューの実施状況等を開示することにより登録された監査事務所の監査の品質管理の状況を投資者をはじめとする市場関係者に明らかにするものです。

平成25年5月23日付けの品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチームからの提言を受け、上場会社監査事務所登録制度の実効性をより高めるために、平成27年7月21日開催の定期総会において上場会社監査事務所登録制度の一部改正を行いました。改正後の制度は、金融庁長官の認可があった日から施行する予定となっております。

今回の制度改正により、今後上場会社との監査契約を締結するに際しては、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿（以下「登録事務所名簿」という。）に予め登録されていることが必要となります。

また、登録申請に際して要件を設け、登録の審査を品質管理委員会（以下「委員会」という。）で行うこととし、必要に応じて面談や往査を行うこととなります。

さらに、監査事務所の品質管理の状況を評価する制度を維持しつつも、一定の場合、監査事務所及び当該事案に関わった会員等について、品質管理レビューにより状況の改善が確認できるまで、登録事務所名簿への再登録を制限することとしました。

登録事務所名簿等のご利用に関する主な改正点は以下のとおりです。

I 開示する名簿等

1. 上場会社監査事務所名簿

上場会社の監査を行っており、品質管理レビューの結果に基づき上場会社監査事務所名簿への登録が認められた監査事務所を掲載。

2. 準登録事務所名簿

(1) 品質管理レビュー実施前監査事務所

上場会社と監査契約を締結する予定がある監査事務所、準登録事務所登録審査部会の審査を経て委員会で登録を承認された監査事務所を掲載。

(2) 品質管理レビュー実施済監査事務所

上場会社と同等と認められるものとして規則で定める会社の監査を行っている監査事務所のうち、準登録事務所名簿に登録申請を行い、当該会社の監査についての品質管理レビューの結果に基づき準登録事務所名簿への登録が認められた監査事務所を掲載。

(3) (1) (2) いずれにも、準登録事務所名簿登録後に上場会社の監査を行い、上場会社監査事務所名簿への登録申請済みの監査事務所が含まれる。このことから、当該監

査事務所は、上場会社監査事務所名簿への登録審査中の監査事務所であることを区別できるよう表示して掲載。

3. 上場会社監査事務所名簿等抹消リスト

上場会社と監査契約を締結している監査事務所で、次の事由により、上場会社監査事務所名簿への掲載から外れた監査事務所を掲載。

- (1) 登録申請義務を怠った監査事務所
- (2) 登録が認められなかった監査事務所
- (3) 措置により登録が取り消された監査事務所
- (4) 懲戒処分等により登録が取り消された監査事務所
- (5) 上場会社の監査に起因した事由により会員権停止6か月以上かつ行政処分請求（保留した場合を含む。）又は退会勧告の懲戒処分を受けた監査事務所

II 登録事務所名簿への登録申請に当たっての要件と登録の審査

1. 登録申請要件

登録申請に当たっては、申請者が登録申請時までに終了した直近の継続的専門研修制度の年度において、継続的専門研修制度に関する細則第22条により法定監査に従事する会員に課せられている義務を履行（監査法人の場合、社員全員）していること。

2. 登録の審査

準登録事務所名簿への登録申請の場合、申請書類による審査に加えて必要に応じて面談、往査を行い、委員会での審議を経て登録の可否を判断します。審議の結果、準登録事務所名簿への登録が認められ登録された後に、上場会社と監査契約を締結することができます。

III 名簿等の記載に関する変更点

1. 準登録事務所名簿

準登録事務所名簿の内訳が、品質管理レビュー実施済の監査事務所と、品質管理レビュー実施前の監査事務所が混在していたため、実態を表すよう改めました。これに伴い、改正前の名簿での掲載を次のとおり一部変更します。

- (1) 改正前の「本登録審査中の事務所」の位置付けに該当する監査事務所のうち、品質管理レビューによる準登録事務所名簿への登録審査を受けていない監査事務所は、改正後の「品質管理レビュー実施前監査事務所」に掲載します。

改正前の「本登録審査中の事務所」の位置付けに該当する監査事務所のうち、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っており、準登録事務所名簿への登録が認められた監査事務所は、改正後の「品質管理レビュー実施済監査事務所」に掲載します。

- (2) 改正前の「上場会社と契約予定の事務所」の位置付けに該当する監査事務所は、改正後の「品質管理レビュー実施前監査事務所」に掲載します。

(3) 改正前の「品質管理レビュー実施済の事務所」に掲載されていた監査事務所は、改正後の「品質管理レビュー実施済監査事務所」に掲載します。

2. 上場会社監査事務所名簿等抹消リスト

- ① (4) 「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」に掲載される事由として、上場会社の監査に起因した事由により会員権停止6か月以上かつ行政処分請求（保留した場合を含む。）又は退会勧告の懲戒処分を受けた場合を追加します。

<名簿等の改正前と改正後の比較表>

改正前	変更内容等	改正後
1 上場会社監査事務所名簿	— 変更なし —>	1 上場会社監査事務所名簿
2 準登録事務所名簿 (1) 本登録審査中の事務所 (2) 上場会社と契約予定の事務所 (3) 品質管理レビュー実施済の事務所	— 変更なし —> 呼称変更及び 内容変更あり	2 準登録事務所名簿 (1) (2) 品質管理レビュー実施前監査事務所 (1) (3) 品質管理レビュー実施済監査事務所
3 上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	— (4) 掲載事由の追加 —>	3 上場会社監査事務所名簿等抹消リスト

IV 継続審査制度の廃止

上場会社監査事務所名簿及び品質管理レビュー実施済の事務所への登録のための審査における継続審査（一定の場合に、初回の審査ではなく、翌年に再度の品質管理レビューを行い、その結果を踏まえて登録の可否を判断する）制度を廃止します。

V 上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者管理簿（非開示）の整備

委員会は、以下の事由に該当した監査事務所及びその代表者並びにその原因となった上場会社の監査業務の業務執行社員を上場会社監査事務所・準登録事務所名簿への再登録制限者として指定し、上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者管理簿（以下「管理簿」という。）に記載し管理します。

なお、管理簿は、開示いたしません。

- ① 上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿の登録に関する措置
- ② 業務の全部停止の行政処分（上場会社の監査に起因した事由の場合に限定）
- ③ 会員権停止6か月以上かつ行政処分請求又は退会勧告の懲戒処分（上場会社の監査に起因した事由の場合に限定）

管理簿に掲載された監査事務所及び会員は、品質管理レビューにより改善が確認されたとき又は継続的専門研修制度による一定の要件を満たした場合、指定の解除を受け、管理簿への記載の削除を受けることができます。

なお、会員は管理簿への自らの記載の有無に関し、文書により委員会に申請して証明を求めることができます。証明書は、申請者本人又は申請者の指定する者に交付します。

以 上